

農政部  
林政部  
県土整備部  
都市建築部

} 関係課長  
関係現地機関の長 様

県土整備部技術検査課長

非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について

このことについて、国土交通省から別添のとおり参考送付がありました。

岐阜県建設工事共通仕様書では、送付資料に記載の平成 2 4 年 3 月 2 8 日付け国官技第 3 5 7 号に基づき品質管理を行うよう規定していますが、平成 3 1 年 1 月 1 日以降の契約に係る工事については、下記により運用することとします。

なお、市町村および関係団体については、技術検査課より別途通知します。

記

1. 品質管理手法

- (1) 微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について
- (2) 非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について

別紙 1  
別紙 2

2. その他

- (1) 平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日以前の契約に係る工事においては、受発注者の協議により、本基準を適用できるものとします。
- (2) 本通知に伴う岐阜県建設工事共通仕様書の改訂は、他の案件とまとめて今後実施します。
- (3) 参考として、今回の送付で変更となった部分を見え消しで提供します。
- (4) 別紙 1、別紙 2 の「第 4 試験に要する費用」については、国土交通省と農林水産省の積算基準が異なるため、「各工事の工事積算基準による」となっていますので、留意願います。

担当所属	県土整備部技術検査課建設技術係		
担当係長	小 原	担 当	豊 田
電話番号	058-272-1111 (2294)		

## 微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理について

### 第1 目的

微破壊・非破壊試験を用いた品質管理手法（以下、「本手法」という。）は、微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認するために行うものであり、この手法を活用した施工管理や監督・検査の充実に図ることでコンクリート構造物の適正な品質確保をめざすものである。

### 第2 対象工事の範囲

新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。

### 第3 発注者及び受注者が実施すべき事項

微破壊・非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、「**微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領**」（平成30年10月 国土交通省大臣官房技術調査課）（以下、「要領」という。）に従い実施するものとする。その際、発注者及び受注者が実施すべき事項を、以下に記す。

#### 1. 受注者による施工管理

受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書（「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照）を作成し提出する。

#### 2. 検査職員による検査

検査職員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。

なお、中間技術検査においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。

### 第4 試験に要する費用

試験に要する費用は、各工事の工事積算基準による。

### 第5 その他

発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解し、本手法の円滑な実施に努めるものとする。

なお、本手法によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第61号、平成13年3月29日）に基づいて行うテストハンマーによる強度推定調査を省略することができるものとする。

## 非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について

### 第1 目的

非破壊試験を用いた品質管理手法（以下、「本手法」という。）は、非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されていることを確認するために行うものであり、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施工管理や監督・検査の充実を目指すものである。

### 第2 対象工事の範囲

対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積 25m<sup>2</sup> 以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。

### 第3 発注者及び受注者が実施すべき事項

非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、「**非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領**」（平成 30 年 10 月 国土交通省大臣官房技術調査課）（以下、「要領」という。）に従い実施するものとする。その際、発注者（監督員、検査員）及び受注者が実施すべき事項を、以下に記す。

#### 1. 受注者による施工管理

受注者は、要領に基づき、日常の施工管理を実施する。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、測定結果報告書（「要領 3.4 測定に関する資料の提出等」参照）を作成し提出する。

#### 2. 検査員による検査

検査員は、完成検査時に全ての測定結果報告書を確認する。

なお、中間技術検査においても、出来るだけ測定結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。

### 第4 試験に要する費用

試験に要する費用は、各工事の工事積算基準による。

### 第5 その他

発注者及び受注者は、本手法の趣旨及び微破壊・非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。